

## 八戸市社会福祉法人役員在任証明書交付事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、主たる事務所が本市の区域内にある社会福祉法人（当該社会福祉法人の事業が本市の区域を越えないものに限る。以下同じ。）に関する証明書の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第2条 社会福祉法人の理事長は、当該法人に在任する役員の証明書（以下「役員在任証明書」という。）の交付を申請しようとするときは、役員在任証明書交付申請書（別記様式）の正本及び副本に別表に掲げる書類1部を添えて市長に提出しなければならない。

### (手数料の免除)

第3条 役員在任証明書の交付に係る手数料については、前条の規定による交付申請が社会福祉事業の施行のために必要である場合に限り、八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）第4条の規定に基づき、免除するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成25年10月25日から実施する。

この要綱は、令和7年6月18日から実施する。

別表（第2条関係）

添付書類	留意事項
1 社会福祉法人定款（写）	原本証明をすること。
2 理事会議事録（写）	(1) 原本証明をすること。 (2) 次に掲げる議事録を添付すること。 ア 役員を選任する評議員会の開催を決定した理事会に係る議事録 イ 不動産取得を決定した理事会に係る議事録
3 評議員会議事録（写）	(1) 原本証明をすること。 (2) 役員を選任した評議員会に係る議事録を添付すること。
4 役員名簿	役職、氏名、住所、任期が記載されていること。
5 役員就任承諾書（写）	(1) 原本証明をすること。 (2) 就任年月日及び任期が正しいこと。
6 その他市長が必要と認める書類	

年 月 日

（あて先）八戸市長

所在地  
申請者 法人名  
代表者氏名

役員在任証明書交付申請書

\_\_\_\_\_登記のため、\_\_\_\_\_法務局\_\_\_\_\_支局に提出する必要があるため、下記の者が社会福祉法人\_\_\_\_\_の役員に在任していることを証明願います。

記

役職名	氏 名	住 所	在任期間

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

八戸市長

印

※1 太枠内のみ記入すること。

※2 役員の記入欄に余白が生じる場合は、「以下余白」と記入すること。